

令和7年度 第1回 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

開催日時 : 令和7年7月8日(火)
午前10時00分から
開催場所 : 川口市立青木会館1階
コミュニティルームA・B

■出席委員

加藤分科会長、堀田副分科会長、飯塚委員、大野委員、岡田委員、菊地委員、鈴木委員、高島委員、堀越委員、山南委員、渡邊委員

■欠席委員

安藤委員、笹川委員、長沢委員、宮崎委員

■事務局出席者

田村子ども部長
子ども総務課：清水課長、松下課長補佐、岩田課長補佐、奥村主査、花岡主任、鈴木主事
子育て支援課：狩野次長、石塚係長
子育て相談課：駒木理事、福田課長補佐
保育運営課：栗原課長、森井係長
保育幼稚園課：岡田課長、沼知係長
青少年対策室：小山次長、会田室長補佐
健康増進課：堀江次長
地域保健センター：諸橋センター長
学務課：本木課長補佐
指導課：池田次長、川島主任指導主事

■傍聴者：0名

■配布資料

次第

- 資料1 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
- 資料2 施設認可部会の開催状況について
- 資料3ア 川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 資料3イ 川口市こども未来計画における乳児等通園支援事業の代行計画について

1 開会

2 議事

(1) 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

○事務局

資料1について説明。

○委員

2点お伺いしたい。1点目として、7ページのトワイライトステイ事業において、市外の社会福祉法人与契約したが利用に至らなかったとのことだが、提供する場所が利用者の利便性に合致していなかったなどの理由があればお聞きしたい。

2点目として、10ページの子どものショートステイ事業において、令和5年度の進捗状況の合計が135件と、令和6年度の85件、令和4年度の38件と比べて非常に多いが、どのような要因が考えられるのかお聞きしたい。

○事務局

トワイライトステイ事業の実施施設は戸田市にある。隣接市ではあるが市内から若干離れているので、今年度からは市内の里親と契約し、身近な場所でご利用いただける体制を整えているところである。

子どものショートステイ事業については、ご指摘の通り令和3年度以降数値の変動がある。これは令和4年度の児童福祉法の改正により、市が里親に直接事業を委託できるようになり、令和4年度から里親のショートステイを開始したことで、令和4年度以降は増加している。令和6年度の減少については特に理由はなく、自然の増減と考えられる。

○委員

市内でもトワイライトステイ事業を利用したいという市民からの声はあるのか。

○事務局

トワイライトステイ事業についての利用等に係るお問合せはない。

○委員

さいたま市では、出産して実家に帰ると、上のお子様の送り迎えが、父親の仕事が終わってからとなり、夜9時から9時半頃になってしまうということで利用されるケースもある。コロナ以降働き方改革の影響でトワイライトステイ事業の利用が減ったのは事実ではあるが、利用したい人はいらっしゃると思うので、川口市の状況について質問させていただいた。

○委員

地域に住んでいると、児童虐待の案件が非常に多く、民生委員の方々は気が気ではないという状況である。幼稚園、小学校、中学校で連絡協議会があり、そこでも話が出ている。民生委員の中には里親になることを希望する方が多く、里親になる方法を知りたい、説明会へ参加したいという声がある。昨年度、私の地域で里親にお預けしたほうが良いのではという案件があったが、里親が80代と高齢で病気がちだったためお子様は引き受けられないということがあった。現在川口市ではどのくらいの里親の登録があるのか。また、里親の平均年齢やどのくらいのかたが利用されているのかといったことを、わかる範囲で教えていただきたい。

○事務局

里親の登録は児童相談所の管轄であり、児童相談所から提供いただいた資料によると、川口市の管内について令和5年度は、養育里親が76世帯、養子縁組里親が57世帯、専門里親が2世帯、親族里親が1

世帯となっている。里親の年齢構成については、川口市・蕨市・戸田市の合計 197 名のうち 60 歳以上が 29 名となっており、割合はそれほど多くはない。

○委員

今のご説明の補足ですが、啓発活動の一環で、各児童相談所の持ち回りで入門講座を行っており、6 月末に実施した南児童相談所の講座では、里親になりたいかたへの制度や登録の方法の説明に加え、実際に委託を受けている里親のかたに、お子様を受け入れる流れ等をお話していただいた。他の児童相談所でも講座に参加することができるので、そちらに参加していただいたり、里親になりたい旨を児童相談所の里親推進担当という専門職員にご連絡いただければ、ご案内することができる。

委託されるお子様について、埼玉県では社会的養護という、何らかの事情によりご家庭で育てられないお子様が約 2,900 人いるが、そのうちの約四分の一がファミリーホームや里親、残りが施設に入っている。埼玉県としては、家庭的な養育を全てのお子様にと国の方針も考えると、里親やファミリーホームの委託率を上げたいと考えており、登録していただかないことには上げることもできないので、ご協力いただきたい。遠い施設や一時保護所からだと通学も難しいが、里親にお願いできれば、里親の家から学校に通うことができてありがたい。

○委員

市内では子育て支援のボランティア活動をしており、さいたま市で自立援助ホームという社会的養護の施設でお仕事をさせていただいている。川口市内にも養護施設を設置する予定はあるか。川口市・蕨市・戸田市の南児童相談所の管轄のお子様も、県内の遠方他市に点在している養護施設や児童厚生施設を利用している。自宅から離れる利点もあるが、他市にお世話になっているので、逆に他市のお子様を受け入れるという意味でも、今後市内に社会的養護の施設を設置する予定はあるのか。

○事務局

社会的養護・児童養護施設の届出・許認可は埼玉県の管轄であることから、設置予定等は把握していないが、これから施設の計画をしたいというかたはいらっしゃるので、お話をお聞きすることはある。

○委員

児童養護施設については大きな施設をつくることよりも、家庭的な小規模の施設や、ファミリーホーム・里親を増やすというのが国の方針であり、川口市には自立援助ホームが 1 施設、ファミリーホームが 1 施設ある。

○委員

要保護児童対策地域協議会の構成員に里親が参加することはプライバシーの問題もあり難しいと思うが、これまでの 5 年間の中で参加したことはあるのか。

○事務局

要保護児童対策地域協議会の構成員に里親は入っていない。主な構成員は、児童相談所、川口警察署、武南警察署、川口市の福祉関係課、小中学校などの関係者である。

(2) 施設認可部会の開催状況について

○事務局

資料 2 について説明。

○各委員

質疑なし。

(3) ア 川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○事務局

資料3アについて説明。

○委員

私は市内で保育園を経営しており、現在実施されているアンケートに答えている最中である。乳児等通園支援事業をやりたいが、壁があると感じており、現状川口市で実施する場合、余裕活用型の方法しかない状況である。空き教室を利用する場合、改修すれば使えるが、改修費用を捻出するのが難しいので、来年度以降でも、施設を整備する補助金があれば大変助かるが如何か。また、満3歳までの利用ということで、それ以降利用できなくなるのがもったいないので、そのあたりも今後検討していただきたい。

○事務局

整備の補助金については、令和8年度から事業を実施する施設について国が検討中であり、国の動向を注視し検討する。2点目の満3歳までということについては、国の方針に従う予定である。国の制度として、満3歳になった後は1号認定の給付の対象となるということで、満3歳までとしているところである。

○委員

誰でも通園制度については、先ほど委員がおっしゃったように、普通は余裕活用型となるが、一般形の場合、少し広い部屋の一部を誰でも通園制度で使う場合、既存施設を保育室として使うわけではなく、その部分は誰でも通園制度用ということで、財産の処分の手続きが必要となる。保育園側がその事務手続きで大変な思いをしないよう、説明会等実施していただけると、手を上げる事業者が増えるのではないかな。

また、利用者が一時預かり事業と混同する部分があり、保育園への問い合わせが多く、意外と大変な思いをしているので、川口市で実施する際には保育園の負担がないようにしていただきたいと思う。

川口市は何年度まで認可申請を受け付ける予定なのか。

○事務局

手続きは複雑な点もあるので、意向調査で興味を持った事業者様に対しては個別に丁寧に説明させていただく。次に一時預かり事業との違いについて、国の検討会でも解りづらいという声が出ているので、事業者に対しては個別の説明、市民に対してはホームページで周知する等取り組んでいく。最後に、何年度まで認可をするかということについて、事業開始後どの程度の提供体制を確保できたか、どの程度ニーズがあるかということを踏まえて検討していく予定である。

○委員

公立保育所での実施予定はあるか。

○事務局

公立保育所でも実施予定である。施設数等については、今後民間保育所の実施予定数を踏まえ検討していく。

(3) イ 川口市こども未来計画における乳児等通園支援事業の代用計画について

○事務局

資料3イについて説明。

○委員

現在、園見学がスタートしており、色々な保護者様がいらっしゃるが、誰でも通園制度を知らないかたが多い。どのような手法で市民のかたに周知するのか。

○事務局

市のホームページ、広報紙等の方法を検討している。

3 その他

○事務局

次回日程に関する連絡。

○委員

それでは、本日の議題は全て終了する。

4 閉会